

ものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、慎重審査の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十二号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第七 議案第三十三号 昭和五十九年

度福生市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長（生子国利君）登壇）

○企画財政部長（生子国利君）

御指名をいただきましたので、議案第三十三号 昭和五十九年度福生市一般会計補正予算（第一号）につきまして、提案理由並にその内容について御説明申し上げます。予算書の内容に入る前に、今回の補正予算の骨格を申し上げます。

たいと思います。

まず、歳入でございますが、国庫補助金として、防衛補助事業に伴う市立すみれ保育園除湿工事並に飯称田園地区学習等供用施設新築事業が六十年度を予定されておりましたが、本年度に実施することが認められましたので、これに伴う補助金の追加。それと飯称田園地区学習等供用施設に対する東京都コミュニティ助成補助金及び地方債の追加、また歳出関連に伴う関係につきましては、人件費が主たるもので、その他分担金の負担金等の関連による減額

及び退職手当特別負担金による準備基金からの繰入金等が主たるものでございます。

歳出につきましては、歳入関連に伴います防衛補助の保育園の除濕並びに学習等供用施設の工事費等の追加、それと、人権費関係で、全項目にわたります。四月に職員の人異動を行っておりますので、その関係に伴う給料の関係、それらの関係が主たるもので、あとは、総務費におきまして町会会館等の補助金、民生費においては、社会福祉協議会地区組織活動推進事業補助金として老人センター建設費に対する補助金等の追加が主なるものでございます。それでは、予算書に基づいて内容の説明をしたいと思います。

予算書の一ページを開きただきたいと思っております。まず、総則でございまして、第一条で、既決の予算額に今回、一億七千八百三十八万七千円を追加補正し、歳入歳出の予算総額を百十九億四千二百五十八万九千円と定めようとするものです。

第二条におきましては、後ほど御説明申し上げますが、地方債の

変更を行うものでございます。

次に、二ページを開きただきたいと思っております。

歳入についてまず御説明申し上げます。

分担金及び負担金におきまして六十四万七千円の減額補正でございますが、これは先ほど御説明いたしました。人件費へ分にかかっているもので、歳出の土木費のうち西住宅地区周辺排水路の職員異動に伴う給料等の人件費の精査による下水道会計、羽村町、瑞穂町からの分担金の減でございます。

次に、国庫支出金一億一千九百六十四万六千円の追加補正につきましては、国庫補助金で、防衛補助事業の繰り上げ実施といたしまして、今回市立すみれ保育園の除濕工事、飯塚田園地区学習等供用施設工事が追加されたことによる補助金で、保育園除濕分が三千四百九十九万六千円と、学習等供用施設の七千五百十万円で、あわせて一億一千九百六十四万六千円と相なる次第でございます。

次に、都支出金一千万円の追加補正については、都補助金として飯塚

田園地区学習等供用施設が東京都のコミュニティ施設補助要綱に基づき施設として交付が受けられることによるもので、事業費から国庫補助金及び起債等を控除した一般財源に対して交付されるものが一千万円でございます。これを補正しようとするものです。

次に、繰入金でございますが、基金繰入金として二十三万八千円を追加しようとするもので、これは五十八年勸奨退職者四名分の給与改定に伴う特別負担金で、退職手当特別負担金準備基金からの繰入金でございます。

続きまして、市債の五千八百六十万円の追加補正は、仮称田園地区学習等供用施設の建設工事追加に伴う起債充当分で、国庫補助対象事業費から補助金を差し引いた金額の七五〇の相当額でございます。

以上、歳入補正額総額一億七千八百三十八万七千円の追加で、歳入総額百十九億四千二百五十八万九千円と相なる次第でございます。次に、歳出について御説明を申し上げます。

三ページをお聞きいただきたいと思います。

まず、議会費におきましては、十七万五千円の追加補正でございますが、これはすべて人件費でございます。

続いて、総務費について百五十三万七千円の減額補正でございますが、まず、総務管理費におきまして百四十三万五千円の減額補正で、これは職員員の異動に伴う給料と、それから、先ほども歳入で御説明申し上げました勸奨退職者四名分の五十八年度給与改定に伴う退職手当組合の特別負担金三十三万八千円を含めまして、この相殺いたしました人件費との関係の減額になっております。

なお、この関係と同時に、長沢の町会会館が新たに改修工事を行う関係から、ここに新たに補助金として二百三十万円の追加をいたします。したがって、それらの相殺によって減額と相なる次第でございます。

次に、徴税費につきまして、あるいは戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、それから監査委員費、いずれもこれは人件費の精算でございます。減額あるいは増額になっております。

次に、民生費でございますが、六千二百九十七万一千円の追加補正で、まず、社会福祉費において八百二十六万九千円の追加補正は、社会福祉協議会に対する八百三十万円の補助金の追加でございます。この追加補助内容といたしましては、秋川市に建設された社会福祉法人松楓会の特別養護老人ホームケアセンター建設事業費のうち、国、都の建設費に対する四分の三の残り四分の一相当分を福生と秋川市とそれから羽村町が三分の一ずつ負担しようというもので、一市町村八百三十万円の負担と相なるわけです。それと人件費の減額三万一千円との相殺で、八百二十六万九千円と相なる次第でございます。

次の児童福祉費の五千四百六十九万七千円の追加補正につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました、防衛補助事業として市立すみれ保育園除湿工事が、これは削倒しとして今般内示を受けたことによる請負工事費、設計、管理委託費等でございます。工事と同時に、工事期間中における保育園の一部移転経費等の委託費も含んでおります。五千四百六十八万円の追加補正と、後ほど教育費の中で御

説明申し上げますが、飯鉢田園地区の学習等供用施設との併用を検討しております児童館の新設工事設計委託料三百五十六万五千円の追加補正と、それと人件費の四十七万五千円の減額補正との相殺額でございます。

なお、児童館の設計につきましては、学習等供用施設との複合施設としての遊戯室あるいは工作室等を見込んで、大体二百九十平方メートル程度のものを考えております。

次に、生活保護費でございますが、五千円の追加補正につきましては、人件費。

次の衛生費についても同じ、保健衛生費五千円、それから清掃費二十一万円、それぞれ追加補正は、すべて職員人件費でございます。

続いて、労働費の失業対策費一万一千円の補正につきましても、職員の人件費の分でございます。

四ページをお開きいただきたいと思います。農林水産業費の一万三千円の追加。

引き続き、商工費でございますが、同じくこれも人件費でございます。
次の土木費で、四百五十四万九千円の追加補正でございますが、道路
河川橋りょう費で六十七万三千円の減額、都市計画費で三百八十八万
五千円の減額。

それから、住宅費の九千円の追加補正は、それぞれ職員の異動によ
る人件費ですが、そのうち都市計画費における人件費については、教育
費の屋外運動場建設費にかかわる事業費分として、七月以降三月まで
の工事期間にかかわる二名分の人件費が補助対象となりますので、社
会教育費に組みかえいたします。したがって、六百七十万四千円をこれに
含んでおります。

続きまして、教育費について御説明申し上げます。

教育費については、一億五千八百二十八万八千円の追加補正でござい
まして、教育総務費あるいは中学校費、学校給食費等につきましては、
人件費でございます。

次の社会教育費一億五千六百四万一千円の追加補正は、これは今

般、防衛補助事業として歳入でも御説明申し上げましたが、仮称田
園地区学習等供用施設建設事業が繰り上げになりましたので、こと
し施行でござる内示に基づきました本工事一億四千五百万円とその他事
務費等で合計一億四千七百七十九万一千円が主なものでございます。

この場所としては、都の計画しておりますのは、七小学区内の南田園の
三中の北側の用地を予定しております。それと同時に、このほかに職員の
異動等に伴う人件費も含めまして八百二十五万円が含まれてございます。
なお、この中には、先ほど申しました土木費からの屋外運動場にかかわ
る二名分の人件費も含まれております。

次に、保健体育費の十四万七千円の追加補正は、人件費の補正でござ
います。

以上が教育の予算でございます。続きまして、予備費につきましては
三千七百十九万一千円の減額で、これは歳入歳出財源調整によるもので
予備費総額を三千八百八万七千円としようとするものでございます。

以上、歳出追加補正額一億七千八百三十八万七千円と相なる次第で

でございます。

次に、五ページをお開きいただきたいと思います。

第二表 地方債補正でございますが、歳入歳出で御説明申し上げておりますが、飯塚田園地区学習等供用施設新築事業の追加に伴う起債の追加変更で、限度額合計が、三億六千四百九十万円に五千八百六十万円を追加いたしまして、四億二千三百五十万円に変更、補正しようとするものです。

なお、起債の方法につきましては、利率、償還の方法については、当初予定しておりましたおりの償還方法等と同じでございます。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重審議をいただきまして原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げまして、説明を終りたいと思います。

○ 議

長へ田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○ 九 番へ上野重勝君）

先ほど福祉の補助金で、松楓園の中に建

設されたケアセンターの補助金八百三十万円というような説明があったように聞いておりますが、このケアセンターというのはいつ建設されたのか。それで、どんな内容なのか御説明いただきたいと思ひます。

○ 福祉部長へ須崎 進君）

ケアセンターにつきましては、秋川にありま

す松風会の中に新築をされまして、古い建物を壊しまして新しい老人ホームをつくられたわけでございますが、その中にケアセンターをつくられたわけでございます。用地につきましては、五百三十一平方メートルでございます。その建物につきましては、老人ホームとは別に、従来、福生市におきましては、社会福祉協議会に委託しておりますケアセンターの専属の施設でございます。この建物につきましては福生市、秋川市、羽村町と三市で使うというふうなものでございまして、できましたのが、五十八年の四月一日にオープンをしているわけでございます。それで、始めましたのが五十五年の十月から準備をされたようでございます。

これらに対しまして、いま生子部長が申し上げましたように、補助金の四分の三の残りの四分の一に相当します二千四百九十万でございますが、

これらの均等の三分の一ずつ、二市一町の分が八百三十万円ということでございます。

なお、いま申し上げましたように、すでにオープンされておきまして、事務手続上いま上程するのは大変申しわけないわけでございますが、諸般の事情がございましてこのようになってしましまして、大変その点申しわけなく存じているわけでございますが、今後はこういうことのないように十分注意いたしたいと考えております。

○九 番（上野重勝君） ただいま説明によりますと、すでに五十五年から建設されておいて、建設の終わったのは、恐らく五十七年度中だろうと思ひます。そうすると、それからもう二年経過しているわけですから、それで、本来、こういうふうな補助金は、建設を計画した段階でそれだけの市町村に対して補助金の申請がなされ、それを審査して、よろしいとなつてから建設されるのが本来のあり方だと思ひます。それがすでに五十七年度中に建設が終わつたものについて五十九年度で補助金を出すというふうなことは、全く常道を外れていると思ひます。この点について

は、今後十分御注意をいたしたいと思ひます。

なお、これは厚生委員会の方で御審議になることだと思ひますので、質問はこれでとどめます。

（「同感」と呼ぶ者あり）

○議 長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十三号は、総務、建設、厚生

の三常任委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よつて議案第三十三号は、総務、建設、厚生

の三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議 長（田村市郎君） 日程第八 議案第三十四号 昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といた

します。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君登壇)

○福祉部長(須崎 進君) 御指名さいただきまして議案第三十四号

昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

一ページの総則でございますが、予算の総額の増減には関係ございませ

んで、職員人件費を総額のうちで補正しようとするものでございます。

二ページをお開きいたただきたいと思っております。

第一表 歳入歳出予算補正について御説明を申し上げます。

歳出のみの補正でございますが、総務費、総務管理費におきまして

二十三万八千円の減額は、職員八名分の人件費でありまして、これは

人事異動によります減額を職員給与、手当等の改定分を相殺したものでござい

ます。予備費におきまして二十三万八千円の増額によりまして

補正額をゼロとしたものでございます。したがいまして歳出合計は、補

正前と同額の十二億七千四百五十万三千円でございます。

以上、大変複雑な説明でございますが、慎重御審議をいただき

まして原案御決定くださいますようお願いいたしまして、説明を終わら

せていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第三十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十

四号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田村市郎君） 日程第九 議案第三十五号 昭和五十九年度
福生市下水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして議案第三十五号 昭和
五十九年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）について御
説明申し上げます。

本予算は、全額人件費の関係でございます。

まず、一ページの総則でございますが、第一条で、歳入歳出予
算の金額は第一表の歳入歳出予算補正によることと定めようとするも
のでございます。

次、二ページをお開きいただきたいと思います。

第一表の歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。今回の補
正は、歳出のみの補正でございます。

まず、総務費で、四十九万五千円の補正でございます。これは職

員、人件費の分でございます。

次に、事業費でございますが、五十三万三千円の減額補正でございま
す。これは西住宅地区周辺排水路新設工事負担金でございまして、
内容は、人件費の負担金の減によるものでございます。

次に、予備費でございますが、三万八千円を補正計上いたしました。
以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決
定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。
これより議案第三十五号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十三号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田村市郎君） 日程第十 議案第三十六号 昭和五十九年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君又豆壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして議案第三十六号 昭和五十九年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）について御説明申し上げます。

一ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総則でございますが、第一条で、歳入歳出それぞれ百五十一万六千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ五億四千三百九十九万六千円と定めようとするものでございます。次、二ページをお開きいただきたいと思います。

第一表 歳入歳出予算補正でございますが、まず、歳入の受託水道事業収入で、百五十一万六千円の補正でございます。歳入合計は、五億四千三百九十九万六千円と相なるわけでございます。

次に、歳出でございますが、受託水道事業費で、百五十一万六千円の補正でございます。

歳出合計は、五億四千三百九十九万六千円でございます。

この内容は、給水装置点検委託料でございますが、これは一般家庭の水道の使用及び管理状況を点検いたしまして、節水のP・R、この取り付け、こまの配布等を行うものでございまして、市内全域を三カ年で実施しようとするものでございます。これは都の水道局のサービスとして都内全体を実施する計画に基づくものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案とおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。